

## 一般会計等財務書類における注記

### 1.重要な会計方針

#### (1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産 ..... 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの ..... 再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

・ 取得原価が判明しているもの ..... 取得原価

・ 取得原価が不明なもの ..... 再調達原価

#### (2)有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券

なし

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

なし

##### ③ 出資金

なし

#### (3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

なし

#### (4)有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) ..... 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 12年～50年

工作物 6年～20年

物品 4年～17年

#### (5)引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 投資損失引当金

なし

##### ② 徴収不能引当金

なし

##### ③ 退職手当引当金

職員の退職手当は、構成市町村へ退職手当積立基金負担金として支出しているため、退職手当引当金として計上していません。

##### ④ 損失補償等引当金

なし

(5) 賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

なし

② オペレーティング・リース取引

なし

(7)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産とし計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱に準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として金額が50万円未満であるときに、修繕費として処理しています。ただし、実施した工事の性質により、原状回復と判断された工事については金額によらず修繕費として処理しています。

2.重要な会計方針の変更等(令和6年度における変更点)

(1)会計方針の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3.重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

なし

(2)組織・機構の大幅な変更

なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

なし

(4)重大な災害等の発生

なし

4.偶発債務

(1)保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

5.追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の会計区分は以下の通りです。

一般会計……一般会計等

一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

(2)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない(団体)会計と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3)表示単位未満の取扱い

表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

(4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5)資金収支計算書に係る事項

① 業務・投資活動収支  $\triangle 357,069$  千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	1,091,129千円	1,065,643千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	—	—
繰越金に伴う差額	$\triangle 41,499$ 千円	—
剰余金処分に伴う差額	41,499千円	41,499千円
資金収支計算書	1,091,129千円	1,107,142千円

歳計剰余金を基金へ積立を行っているため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	130,363 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	-
減価償却費	△ 181,159 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△ 194 千円
退職手当引当金繰入額(増減額)	- 千円
資産除売却損	△ 8,954 千円
資産売却益	1,210 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 58,734 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は設けていません。

⑤ 重要な非資金取引

なし